

# 上告手続き (2008 年改定)

## 1. 上告委員会運営細則

### (1) 適用競技会

公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟が公認する全ての競技会においてディレクターの裁定の再検討を希望するプレイヤーはこの細則に従って上告することができる。

### (2) 委員会委員の構成

#### 1) 委員の選出

上告委員会委員は競技委員、競技委員経験者およびナショナルディレクターの中から競技委員長が任命する。ブリッジセンターが独自に別途上告委員を任命できる。

#### 2) 任期

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

### (3) 上告委員会の召集

#### 1) 召集

上告委員会は競技会において上告の申請があった場合、主任ディレクターが召集する。

#### 2) 解散

当該上告の裁決をもって上告委員会は解散する。

#### 3) 委員の指名

主任ディレクターは競技会場にいる委員名簿記載者の中から委員を指名する。ブリッジセンターが独自に任命した上告委員がいる場合は、この中からも指名できる。上告委員会の定足数は3名以上5名以下とする。

定足数の委員を指名できないときは、

i) 他会場における上告委員会に問題を付託できる

ii) 競技会当日に上告委員会を開催できない場合、競技会主催者と担当ディレクターが後日上告委員会を招集することが望ましい。

iii) 以上の処置をとることが困難な場合には、競技委員長が任命した上告委員による上告委員会を後日開催する。

### (4) 上告委員会の開催

#### 1) 上告委員会はセッションの合間または

競技会終了後直ちに開催する。

2) 上告委員会への出席はディレクター、上告当事者（チーム戦においてはキャプテンも含まれる）及び相応の理由により上告委員会が認めた者に限られる。

### (5) 上告の手続き

1) 上告を希望するペア（ペア戦）または主将（チーム戦）は、当日最終のスコア発表から30分以内に規定の上告用紙に必要事項を記入して主任ディレクターに提出する。該当セッションのスコア発表から30分以内に上告の意志をディレクターに伝えるものとする。

2) 上告には供託金5,000円を上告用紙に添えて提出する。供託金は無意味な上告を抑制するためであり、上告の相応の理由があれば供託金を返還する。

### (6) 上告委員会の審議および裁決

上告委員会は上告当事者双方が出席の上以下の手順で上告案件を審議する。

1) 上告委員の互選で委員長を選出する。委員長は委員会の決定を競技委員会に報告する義務を負う（上告用紙原紙を連盟事務局に提出するとともにそのコピーを主催者にも提出する）。

2) 主任ディレクターが事実関係ならびに裁決を下した理由を説明する（上告用紙、その他の関係資料のコピーはディレクターが準備、配布する）。

3) 該当ペア及びキャプテンの主張を聴聞し、質疑する。

4) その後上告委員を除く関係者全員を退席させた後審議を行う。審議の過程は非公開とする。上告案件に裁決を下し、供託金の返還・没収を決定する。

5) 上告委員会の裁決は一回限りとし、再審査を行わない。さらに上告を希望するプレイヤーはルール委員会に対して行うものとする。

## 2. 上告委員会運営ガイドライン

1. 上告（アピール）は証言と論証（主張）の聴聞、委員会の審議、裁決の表明で構成される。

2. 上告の聴聞に際して出席する者は上告委員会委員長の裁量によって決定される。通例の出席者は、
  - a. 上告した側のペア
  - b. 上告された側のペア
  - c. 双方のキャプテン（チーム戦の時）
  - d. 通訳（出席者が手続きを正確に理解するために必要と委員長が判断したとき）
  - e. 裁定を下したトーナメント・ディレクター及び主任ディレクター
  - f. 委員長が事実の判定に必要と判断する者
  - g. 上告委員会委員
3. 上告委員会は証言と論証の聴聞が始まった後は、新たな委員の出席を認めない。
4. 委員長は委員会を主宰する。手続きの手順は、
  - a. 提出された上告用紙のコピーの配布（ディレクターは聴聞の始まる前に上告された側のペアに上告用紙を手渡ししておくことが望ましい）。
  - b. 当事者双方を確認した後、委員長は全員の出席者を紹介する。
  - c. 裁定を行ったディレクターの経過報告。
  - d. 委員会からディレクターへの質問。
  - e. ディレクターの報告に対する当事者双方の事実確認。
  - f. 委員長が出席を求めた証人の証言、それに対する委員会の質問と回答。
  - g. 上告した側の陳述。
  - h. 委員会からの質問。
  - i. 上告された側の陳述。
  - j. 委員会からの質問。
  - k. 委員長からのさらなる質問と回答。
  - l. 証言と論証の聴聞の後、委員会委員以外の出席者は全員退席する。ただし委員長は委員会の審議にディレクターの同席を求めることが出来る。
  - m. 委員会は審議の後、その裁決を当事者（まだ近くにいる場合）とディレクターに伝え、委員長は手短に理由を説明する。
5. 委員長は委員会の決定を競技委員会に報告する義務を負う（上告用紙原紙を連盟事務局に提出するとともにそのコピーを主催

者にも提出する）。

6. このガイドラインは委員会が上告を公平かつ礼儀正しく対処するための指針である。
7. 委員会がディレクターの裁定に対する上告以外の案件を審議する場合には、委員長は公平の維持のために必要とあらば上に述べた手続きを変更してもよい。

#### 上告委員名簿

（2024 ～ 2025 年度の上告委員名簿）

#### 競技委員長

山後 秀幸

#### 競技委員

|        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 浅越 ことみ | 石橋 瑞己  | 斉藤 千鶴乃 |
| 桜井 雅子  | 宋 逸寒   | 寺本 直志  |
| 仲村 篤志  | 波多江 隆児 | 久富 健史  |
| 正村 祐一  | 山田 和彦  | 吉田 正   |

#### ナショナルディレクター

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 大政 哲人 | 貴戸 祥郎 | 小池 和人 |
| 宮崎 雅子 | 山代 順子 |       |

#### 競技委員経験者

|        |        |       |
|--------|--------|-------|
| 阿部 弘也  | 井野 正行  | 小林 淳三 |
| 坂本 弥生  | 佐々部 君敏 | 佐藤 昇  |
| 関澤 美穂  | 田中 陵華  | 成田 秀則 |
| 西田 奈津子 | 西田 博   | 林 伸之  |
| 平田 眞   | 古田 一雄  | 前田 尚志 |
| 宮国 健次  | 山菅 昭夫  | 横井 大樹 |

\*ブリッジセンターは上記名簿に加え独自に別途上告委員を任命できます。

\*ルール委員は上告の2審制を維持するため名簿に含まれていません。

\*さらに上告が申し立てられた場合、ルール委員会がこれを審議する。ただし、次のいずれかに該当しなければルール委員会は上告を受け付けない。

①規則及び規定の適用または解釈に重大な誤りがあると思われるとき

②上告委員会の事実判断に重大な誤りがあると思われるとき